

国立大学法人東京農工大学大学教育委員会細則の一部改正

国立大学法人東京農工大学大学教育委員会細則を次のとおり改正する。

現行	改正	備考
<p style="text-align: center;">国立大学法人東京農工大学大学教育委員会細則</p> <p style="text-align: right;">平成16年4月7日 16 経教 細則第1号</p> <p>第1条～第7条 省略</p> <p>(作業部会)</p> <p>第8条 委員会に、次の作業部会を置き、委員会から委託された業務を実施する。</p> <p>一 eラーニング作業部会</p> <p>二 その他委員会が必要と認める作業部会</p> <p>2 作業部会の委員構成及び所掌事項は、別表のとおりとし、委員会がこれを定める。</p> <p>3 前項に定めるもののほか、作業部会について必要な事項は、別に定める。</p> <p>(担当委員)</p> <p>第9条 委員長は、特に必要と認める事項があるときは、委員会委員のうちから担当委員を指名し、当該事項について協議の上決定することができる。この場合において、委員長は、決定事項について、速やかに委員会に報告するものとする。</p> <p>(専門委員)</p> <p>第10条 専門委員について必要な事項は、別に定める。</p> <p>(事務)</p> <p>第11条 委員会の事務は、学務チームが処理する。</p> <p>(雑則)</p> <p>第12条 この細則に定めるもののほか、委員会について必要な事項は、委員会が定める。</p> <p>附 則 省略</p>	<p>第1条～第7条 省略(現行どおり)</p> <p>(全学共通教育機構)</p> <p>第8条 委員会に、全学共通教育機構を置き、委員会から委託された業務を実施する。</p> <p><u>2 全学共通教育機構の委員構成及び所掌事項は、別表1のとおりとし、委員会がこれを定める。</u></p> <p><u>3 前項に定めるもののほか、全学共通教育機構について必要な事項は、別に定める。</u></p> <p>(作業部会)</p> <p>第9条 委員会に、次の作業部会を置き、委員会から委託された業務を実施する。</p> <p>一 eラーニング作業部会</p> <p>二 その他委員会が必要と認める作業部会</p> <p>2 作業部会の委員構成及び所掌事項は、別表2のとおりとし、委員会がこれを定める。</p> <p>3 前項に定めるもののほか、作業部会について必要な事項は、別に定める。</p> <p>(担当委員)</p> <p>第10条 委員長は、特に必要と認める事項があるときは、委員会委員のうちから担当委員を指名し、当該事項について協議の上決定することができる。この場合において、委員長は、決定事項について、速やかに委員会に報告するものとする。</p> <p>(専門委員)</p> <p>第11条 専門委員について必要な事項は、別に定める。</p> <p>(事務)</p> <p>第12条 委員会の事務は、学務チームが処理する。</p> <p>(雑則)</p> <p>第13条 この細則に定めるもののほか、委員会について必要な事項は、委員会が定める。</p> <p>附 則 省略(現行どおり)</p>	

別表

作業部会 名称	委員構成	所掌事項
e ラーニング 作業部会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大学教育委員会から選出された者 1人</li> <li>・工学府・工学部から選出された者 2人</li> <li>・農学府・農学部から選出された者 2人</li> <li>・生物システム応用科学府から選出された者 1人</li> <li>・連合農学研究科から選出された者 1人</li> <li>・技術経営研究科から選出された者 1人</li> <li>・総合情報メディアセンターから選出された者 2人</li> <li>・留学生センターから選出された者 1人</li> <li>・図書館から選出された者 1人</li> <li>・大学教育センターから選出された者 1人</li> <li>・eラーニング担当職員 1人</li> <li>・その他作業部会が必要と認められた者</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・eラーニングに関すること               <ul style="list-style-type: none"> <li>：連携大学院遠隔教育の推進</li> <li>：学内遠隔教育(農工間)の検討</li> <li>：教育メディアコンテンツの検討・開発</li> </ul> </li> <li>・その他必要な事項</li> </ul>

別表1

委員構成	所掌事項
<ul style="list-style-type: none"> <li>・大学教育センター長(機構長)</li> <li>・大学教育センター教育プログラム部門長(副機構長)</li> <li>・工学府・工学部教育委員会委員長・副委員長</li> <li>・農学府・農学部教育委員会委員長・副委員長</li> <li>・各科目長・副科目長(科目を代表する者)</li> <li>・大学教育センター教育プログラム部門の専任教員又は兼務教員</li> <li>・大学教育センターアドミッション部門の専任教員</li> <li>・総括TL(学生担当)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全学共通教育の実施に関する事項</li> <li>・その他必要な事項</li> </ul>

別表2

作業部会 名称	委員構成	所掌事項
e ラーニング 作業部会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大学教育委員会から選出された者 1人</li> <li>・工学府・工学部から選出された者 2人</li> <li>・農学府・農学部から選出された者 2人</li> <li>・生物システム応用科学府から選出された者 1人</li> <li>・連合農学研究科から選出された者 1人</li> <li>・技術経営研究科から選出された者 1人</li> <li>・総合情報メディアセンターから選出された者 2人</li> <li>・留学生センターから選出された者 1人</li> <li>・図書館から選出された者 1人</li> <li>・大学教育センターから選出された者 1人</li> <li>・eラーニング担当職員 1人</li> <li>・その他作業部会が必要と認められた者</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・eラーニングに関すること               <ul style="list-style-type: none"> <li>：連携大学院遠隔教育の推進</li> <li>：学内遠隔教育(農工間)の検討</li> <li>：教育メディアコンテンツの検討・開発</li> </ul> </li> <li>・その他必要な事項</li> </ul>

附 則(21細則第4号)

この細則は、平成21年4月1日から施行する。